

令和5年第4回東海村議会定例会提出議案説明要旨

令和5年11月28日

令和5年第4回東海村議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例の改正3件、補正予算6件、指定管理者の指定7件、土地改良事業の施行1件の合計17件でございます。

議案第59号 東海村印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書による交付を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第60号 東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行

規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第61号 東海村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合、土地改良法の規定に基づき、その者に対する賦課金に代えて、当該土地改良区の同意を得てこれに相当する額の金銭の徴収を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第62号 令和5年度東海村一般会計補正予算(第7号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,482万2千円を追加し、予算総額を224億8,166万5千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保育環境改善等事業費補助金申請件数の増加、新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施に伴う個別接種促進協力金の支給継続、本年9月に発生した台風第13号の影響による照沼小学校の災害復旧工事の施工等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第63号 令和5年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ31万4千円を追加し、予算総額を30億7,236万1千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、保険者努力支援交付金及び特別

調整交付金の返還に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第64号 令和5年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、予算総額を5億9,370万2千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、保険基盤安定納付金の額の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第65号 令和5年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,222万5千円を追加し、予算総額を30億9,185万2千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、制度改正に伴うシステム改修費用、基準型通所介護サービスの利用の増加等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第66号 令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ294万円を減額し、予算総額を7億3,226万9千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額の確定等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第67号 令和5年度東海村下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第68号から議案第74号は指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号は東海村総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人東海村社会福祉協議会を指定するものでございます。

議案第69号は村松学童クラブの指定管理者として、特定非営利活動法人村松学童クラブ育成会を指定するものでございます。また、議案第70号は石神学童クラブ、議案第71号は舟石川学童クラブ、議案第72号は中丸学童クラブ、議案第73号は白方学童クラブ、議案第74号は照沼学童クラブの指定管理者として、いずれもテルウェル東日本株式会社を指定するものでございます。

議案第75号 東海村営土地改良事業の施行につきましては、国営那珂川沿岸農業水利事業で造成された施設のうち、公共性及び公益性が高い基幹的施設については、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町及び本村が共同で管理し、事業主体となり事業を施行するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今会期中に、条例の改正4件、補正予算7件、人事案件2件を追加提出いたしたく準備中でございます。

後ほど提出いたしますので、よろしくお願いたします。
以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。